

京都市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第59号）（行財政局人事部給与課）

病院事業の廃止に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 59 号

京都市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中第3号から第8号までを削り、第9号を第3号とし、第10号を第4号とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)